

新型インフルエンザ等対策に関する業務計画

平成26年5月16日

令和7年7月17日一部改正

一般社団法人群馬県トラック協会

目 次

第1条	総則
第2条	基本方針
第3条	用語の定義
第4条	基本計画の運用
第5条	発生段階の区分
第6条	実施体制
第7条	対策本部長
第8条	構成員
第9条	対策本部長等の任務
第10条	情報収集及び共有体制
第11条	対策本部の解散
第12条	会員事業者等との連携
第13条	業務内容及び実施方法
第14条	感染対策の検討及び実施
第15条	人員運用の見直し等
第16条	教育及び訓練の実施
第17条	物資及び資材等の備蓄
第18条	その他

【総則】

第1条 この計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号以下「特措法」という。）第9条第1項の規定及び群馬県新型インフルエンザ等対策行動計画（平成25年12月策定。以下「県行動計画」という。）に基づき、作成するものであり、新型インフルエンザ等が発生した場合における一般社団法人群馬県トラック協会（以下「協会」という。）における新型インフルエンザ等対策の実施に資することを目的とする。

【基本方針】

第2条 協会は、新型インフルエンザ等の発生時において、特措法その他の法令、新型インフルエンザ等対策政府行動計画（平成25年6月7日閣議決定。以下「政府行動計画」という。）、国土交通省新型インフルエンザ等対策行動計画（平成20年3月25日制定）行動計画及び本計画に基づき、感染拡大を可能な限り抑制し、県民の生命及び健康を保護すること、並びに、県民生活及び県内経済に及ぼす影響が最小限となるようにするため、県民の協力を得つつ、他機関と連携協力を図りながら、会員事業者が運送業務を維持できるようにするとともに、協会の業務に関する新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期するものとする。

【用語の定義】

第3条 この計画において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 新型インフルエンザ等

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症（当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）及び同条第9項に規定する新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれのあるもの）をいう。

(2) 新型インフルエンザ等対策

特措法第15条第1項の規定により、同項に規定する政府対策本部が設置された時から、同法第21条第1項の規定により、当該政府対策本部が廃止されるまでの間において、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最少となるようにするため、国・地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置をいう。

(3) 新型インフルエンザ等緊急事態措置

特措法第32条第1項の規定により、同項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言された時から、同条第5項の規定により、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言がなされるまでの間において、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国・地方公共団体並びに指定公共交通機関が特措法の規定により実施する措置をいう。

【基本計画の運用】

第4条 本計画では、特定の感染症や過去の発症事例のみを前提とするものではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性も想定しつつ、新型インフルエンザ等対策の特性を踏まえ、様々な状況下でも対応できるよう、検討する。

なお、被害想定では協会事務局職員(以下「協会職員」という。)の最大約40%程度の欠勤を予想しつつ、計画を運用するものとする。加えて、可能な限りにおいて、協会職員等の感染拡大を防ぐためテレワークの導入を心掛ける。

【発生段階の区分】

第5条 新型インフルエンザ等の発生段階での区分は次のとおりとする。

- (1) 新型インフルエンザ等の発生を覚知する以前であり、平時から発生した場合に備えて各種諸準備を行う期間(準備期)
- (2) 新型インフルエンザ等の発生を覚知後、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、実行されるまでの期間(初動期)
- (3) 国が基本的対処方針を策定後、流行状況の収束により政府対策本部が廃止されるまでの期間(対応期)

【実施体制】

第6条 協会会長は、内閣総理大臣及び全ての国務大臣からなる政府対策本部(対策本部長内閣総理大臣)の設置が公示され、国土交通省新型インフルエンザ等対策本部が設置されるとともに、群馬県に新型インフルエンザ等対策本部が設置された場合は、新型インフルエンザ等に対する協会の対応を協議するため、新型インフルエンザ等対策本部(以下「対策本部」という。)を設置する。

- 2 協会会長は、前項の規定に関わらず、必要があると認める場合は、対策本部を設置することができる。

【対策本部長】

第7条 対策本部長は、協会会長とする。

【構成員】

第8条 対策本部の構成員は、対策本部副本部長を協会副会長及び協会専務理事、事務局長を常務理事とし、事務局員は、全協会職員とする。

【対策本部長等の任務】

第9条 対策本部長、対策副本部長、事務局長及びその他対策本部の構成員(以下「本部員」という。)の任務は、次のとおりとする。

- (1) 対策本部長は、対策本部を総括する。ただし、対策本部長に事故がある場合は、対策本部副本部長、事務局長の順位により、対策副本部長が代行する。

- (2) 対策副本部長は、対策本部長を補佐する。
- (3) 事務局長は、対策本部の運営を総括する。
- (4) 事務局員は、対策本部における決定事項を実施し、その状況等を対策本部に報告する。

【情報収集及び共有体制】

第10条 協会は、平時から国内外の新型インフルエンザ等に変異するおそれがある感染症の対応状況や医療体制等に関する情報について、国、地方公共団体等から情報を入手する体制を構築し、事務局は、発生時において入手した情報を早急に会員事業者等に対し周知する体制を確保する。

【対策本部の解散】

第11条 対策本部長は、政府対策本部の廃止が国会に報告された場合には、対策本部を解散する。

2 対策本部長は、第6条第2項の規定に基づき、対策本部を設置した場合であつて、対策本部で協議する必要がないと判断した場合は、対策本部を解散する。

3 対策本部が解散された後において、新型インフルエンザ等への対応に関し、協議する必要が生じた場合は、協会において協議する。

【会員事業者等との連携】

第12条 協会は、平時から新型インフルエンザ等対策に関する業務（以下「新型インフルエンザ等対策業務」という。）を実施する上で不可欠となる会員事業者等との発生時における連絡先等の共有、協力体制の確立などの連携等について協議する。

【業務内容及び実施方法】

第13条 協会は、新型インフルエンザ等対策業務として、食料、医薬品、燃料等の緊急物資の輸送に当たる。

2 協会は、群馬県知事から食料、医薬品、燃料等の輸送に関する協力にかかる要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して最大の協力を行うものとする。

【感染対策の検討及び実施】

第14条 協会は、会員事業者の従業員等に対し、手洗い、アルコール消毒、不織布マスクの着用等咳エチケットを徹底するなど、感染防止対策に努める。

【人員運用の見直し等】

第15条 協会は、協会職員が新型インフルエンザ等に感染した際は、当該職員の隔離対策の徹底を図るとともに、重要業務へのシフト化、出張・対面会議の中止、テレワークの導入及び時差出勤等を積極的に取り入れる。

【教育及び訓練の実施】

第16条 感染防止対策は、会員事業者の従業員及び協会職員一人一人における感染防止対策にかかる重要性の認識及び行動変容が重要であることから、協会は、平時から新型インフルエンザの正しい知識を習得し、従業員及び協会職員への周知に努めるとともに、的確な新型インフルエンザ等対策業務の実施が可能となるように訓練の実施に努める。また、国又は地方公共団体が実施する新型インフルエンザ等対策業務についての各種訓練へ積極的な参加に努めるものとする。

- 2 新型インフルエンザ等対策とその他訓練について共通の措置がある場合には、必要に応じて新型インフルエンザ等対策業務についての訓練とその他訓練を有機的に連携させるように配慮する。

【物資及び資材等の備蓄】

第17条 新型インフルエンザ等対策業務に必要な医薬品、医療機器、個人防護具その他の物資及び資材については、平時から備蓄、整備、若しくは点検に努めるとともに、協会施設を有効活用して備蓄品等の使用推奨期限を勘案し、ローリングストックを踏まえた保管管理に努める。

【その他】

第18条 協会は、新型コロナ諸対策における各種経験や諸対策、協会職員個々の知見や意識改革を念頭に、適時適切に本計画の内容につき検討を加え、必要があると認める場合には、変更・修正を行うものとし、変更・修正を行った場合は、軽微な変更である場合を除き、群馬県知事に報告するとともに、その要旨については、ホームページや広報誌等広報媒体を通じて公表を行う。

- 2 前項の計画の変更に当たり、必要があると認める場合は、この計画の下で業務に従事する者等からの意見聴取の機会を確保するほか、広く関係者の意見を求めるように努める。

この計画は、平成26年5月16日から施行する。

この計画は、令和7年7月17日から施行する。